


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市障害者就労支援事業実施要綱の一部を改正する訓令について			
	区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>平成28年10月から東大和市総合福祉センターは～とふるにおいて、障害者就労生活支援センターを設け、障害者就労支援事業を同センターの事業実施者である社会福祉法人に委託して実施することに伴い、東大和市障害者就労支援事業実施要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条（支援の種類等） 新たに、別表に「地域開拓促進に係る支援」を加える。</li> <li>・第4条（実施日及び実施時間） 実施日を土曜日まで、実施時間を午後6時30分までとする。</li> <li>・第5条（利用の登録） 削除</li> <li>・第8条（就労支援員の職務） 削除</li> <li>・第9条（就労支援員の服務） 削除</li> <li>・事業の実施の委託（新第7条）、個人情報の保護（新第8条）の項を加える。</li> </ul> <p>(2) 施行日 平成28年10月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 事業を社会福祉法人に委託することにより、充実させるとともに安定的かつ効果的に実施することができる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。